

平成28年10月

～袋井市のこどもたちの徳を育てる活動、夢を応援します～  
平成28年度 第4回花火こども有徳基金助成のご案内

袋井商工会議所

袋井商工会議所は、ふくろい遠州の花火会計の中から下記の通り助成を行いますのでご案内いたします。

記

趣旨	袋井市の未来を担うこどもたちを対象に徳を育てる活動、夢をもって挑戦している活動を応援するため、活動費用を助成します。
対象	平成27年10月1日～平成28年3月31日に行われる学校教育活動、社会教育活動、文化活動が助成の対象になります。 ※教育活動…スポーツを含む学校教育活動および社会教育活動とする。 ※文化活動…音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、工芸、文芸、郷土史研究等の分野の活動とする。 ※汎用性の高い機材（パソコン・デジタルカメラ等）の購入費用は助成の対象となりません。
応募	所定の申請書に必要事項を記入の上、平成28年11月30日（水）までに当所にご提出ください。 申請の際、活動実績、活動状況等の資料をできる限り添付してください。ただし、提出種類は選考結果に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。
助成金の額 および件数	個人に対する助成金は原則として1件につき10万円以内、団体等に対する助成金は原則として1件につき20万円以内とし、内容と規模によって助成額を決定し、平成28年度は合計50万円以内で助成をいたします。
助成先の決定 および通知	提出された申込用紙に基づき、当所の選考委員会にて選考を行い、助成の可否および助成金額を決定します。また、結果は締め切り後1ヶ月以内に書面にて申請者に通知します。
助成金給付 の時期	助成金は授与式（平成29年1月11日（水）予定）終了後、速やかに団体または個人等が指定する銀行口座へ振り込みます。
報告書の提出等	（1）助成金受領者には、平成29年5月20日（金）までに、活動報告および会計報告をしていただきます。

	(2) 助成金受領者が成果の公表、関連イベントの開催等、助成活動に関わる外部公表を行う場合には、当所から助成を受けた旨を当該活動において明示していただきます。
助成金給付の取り消し・変更について	(1) 助成対象事業を中止または変更する場合は、助成金の給付を取り消しまたは変更することがあります。この場合、給付済みの助成金があればその全部または一部を返還していただきます。 (2) 提出した書類に偽りの記載があった場合、または当所が必要とする報告を怠った場合は、助成金の給付を取り消し、給付した助成金の全額を返還していただくことがあります。
申請書の提出先および問い合わせ先	〒437-8961 袋井市新屋1-2-1 袋井商工会議所 総務振興グループ (担当：内野) TEL：0538-42-6151 E-mail： <a href="mailto:fkcci@fukuroi-cci.or.jp">fkcci@fukuroi-cci.or.jp</a> ホームページ <a href="http://www.fukuroi-cci.or.jp">http://www.fukuroi-cci.or.jp</a>

以上